

原発事故避難者に対する住宅供給の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から 6 年の月日が経過したが、神奈川県では今もなお 3,000 人近い方々が、本市においても 2 世帯 4 人の方が避難生活を余儀なくされている。

子どもの健康を心配して暮らす家族、ふるさとを想いながら子どもや親戚を頼って仮住まいをしている高齢の方々など態様は様々であるが、いずれも苦難に耐えながら生活を送っている。

しかし、政府と福島県は昨年、避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅の無償提供を平成 29 年 3 月限りで打ち切ることを決定した。

住宅は最も基本的な生活の基盤であり、中でも自助努力で避難生活を送っている避難者にとっては、唯一の命綱である。応急仮設住宅の無償提供を打ち切られることは、直ちに経済的な困窮に陥り、子供たちの未来をも断ち切ることにつながりかねない。福島県が行った意向調査では、県外避難世帯の約 78%が「平成 29 年 4 月以降の住宅が決まっていない」と答えている。

また、神奈川県のアンケート調査では、約 7 割の世帯が「住まい」への支援を期待し、「神奈川県に住み続けたい」と答えている。

よって国会及び政府は、こうした状況を十分に理解し、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 個々の事情に配慮しながら、原発事故の避難者が各々の希望に沿った場所に住み続けられるような住宅支援を検討すること。
- 2 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策に関する法律」による継続的な支援に努めること。
- 3 避難者が安心して福島県へ戻れる環境づくりに努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

平塚市議会